

3 火遊び

【関連章第3章3】

事例 「小学生がライターで火遊びをして出火した火災」

出火時分 4月 16時ごろ

出火場所 公園内

被害状況 枯草若干焼損

概要

この火災は、公園の敷地内で出火したものです。

出火原因は、公園で遊んでいた小学生二人が、落ちていたライターを使用し、ビニール袋に火をつけて遊んでいたところ、足元の枯草に燃え移り出火したものです。

枯草が燃え始めたことに驚いた少年は母親に知らせ、知らせを受けた母親が公園を確認すると、50cm程度の炎が立ち上がっているのを確認しました。母親は持っていたレジャーシートとペットボトルの水で初期消火を実施後、自身の携帯電話で119番通報をしています

教訓等

この火災は、小学生二人が公園内に落ちていたライターを使い、火遊びをしたため火災になったものです。平成23年9月27日以降、消費生活用製品安全法施行令の一部改正により、幼児の火遊びによる事故を防ぐため、チャイルドレジスタンス機構（以下「CR」という。）を備えていないライターや幼児が興味を引くようなおもちゃ型のライター（ノベルティライター）は販売できなくなりました。なお、今回の火災に関係したライターは、CRを備えているハードプッシュ式の物でしたが、必ずしも子供が扱えないとは限りません。

子供の火遊びによる火災を防ぐためにも、自宅にあるライターやマッチは、子供の手の届かないところに保管するとともに、日頃から火災の恐ろしさや、火の取扱いについて教育することが大切です。



写真 3-1 枯草の焼損状況



写真 3-2 使用したライターの状況